

開 会 午後0時59分

●小須田大拓委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございません。

それでは議事に入ります。

最初に、議案第40号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●伴 良隆委員 私、日本語習得支援事業について、伺いたいと思います。

まず、早速質問であります。本市の外国人に関する現状であります。どのように認識をされているか、まず伺います。その上で、どのような考え方を、なぜ市が主体となって本事業を実施する必要があるのか、伺いたいと思います。

この質問をする背景には、今、国のほうでも様々な法律というものが整備をされてきておりますし、いろいろな選挙でも話題でありますけれども、日本人と外国人というふうな考え方によって、今、様々な議論がされて、意識が醸成されている最中でございます。一部混乱もありますけれども、そういう中で、やはり私たちが一番大事なのは日本人ということであっていいと思いますので、そういうような中において、なぜ、こういった事業が行われていく必要があるのかということをごきちんと確認したいというふうに思います。質問です。よろしくお願いします。

●烝野国際部長 現状認識と考え方、事業の必要性について、お答えいたします。

全国的に外国人が増加する中、本市においてもその数は今年2月時点で2万4,000人を超え、総人口に占める割合は1.2%に達するなど、予想を上回るスピードで増加しており、この傾向は続くことが見込まれるものと認識しております。

こうした急激な変化に対し、市民の間では様々

な不安があることも承知しており、まずは同じ地域住民として、日本語で最低限の意思疎通を図れる状況をつくるとともに、基本的な生活習慣やルールへの理解を浸透させることが重要と考えております。

日本語教育は、単なる外国籍市民への支援ではなく、日本人市民や地域の安全・安心にも資する取組でありますことから、市が主体となって事業を実施したいと考えているところでございます。

●伴 良隆委員 私もそうでありまして、そこに人がいる以上、仲良く共に生きていく、支え合っていくというのは、これは当然、至極当たり前、世界共通の考え方でありながら、残念ながら、様々ないざござがあったりということで、トラブルは市民生活においてもあつたりすることなんだと思います。

そういう中において、今、烝野部長もおっしゃいましたけれども、日本人というものと日本社会というものがあつて、そして慣習やルールというものがあつて、それが言語ということが一つの壁になってしまつて、お互いに齟齬が生じたり、コミュニケーションが取れなかったり、そしてまたトラブルにつながるということは非常に残念になるわけありますので、先ほど答弁でありましたように、日本語教育は単なる外国籍市民への支援ではなく、日本人市民や地域の安全・安心に資する取組であることから、市が主体となって事業を実施したいというふうな強い答弁だったというふうに思います。

それでは次の質問でありますけれども、札幌市は、具体的にそれではどのような層の方々を重点的なターゲットとされようとしているのか。また、そのアプローチ、どのように事業展開をしていくのか、それを伺いたいというふうに思います。

●烝野国際部長 事業のターゲットと利用に向けたアプローチについて、お答えいたします。

今後、札幌に住む特定技能1号の在住者が一定

の要件を満たして特定技能2号に移行すると、在留期間の制限がなくなり、家族の帯同が可能となりますことから、家族と共に地域で長期に生活する外国籍市民が、さらに増加するものと認識しております。職場で日本語を使う機会がある就労者に比べますと、帯同家族は日本語を身につける機会が不足しがちであると考えられますことから、本市としては、この層を重点的なターゲットとしていきたいと考えております。

事業の利用に向けた具体的なアプローチとしましては、札幌国際プラザの外国人相談窓口の利用者、生活オリエンテーションへの参加者など、既存の他事業と連携しながら周知することに加えまして、区役所の窓口などでの事業の周知や、利用者の利便性を考慮したオンラインによる日本語教室などを開催してまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 確認をいたしました。外国人といっても様々な方々がいらっしゃる中で、なぜというところとともに、アプローチの仕方という確認でありました。

帯同家族という、就労されている方々だけではなくて、そこに伴っていらっしゃるご家族の方々を主なターゲットにしたいというお話でありましたし、また国際部でいうところの、プラザを中心にしたところの中でだけなのかなというふうに思って心配をしておりましたけれども、やはり先ほど帯同家族というふうにおっしゃいましたけれども、帯同家族といってプラザに来てくださいということになりませんから、ですから、やはり我々が地域でふだん接する方々を広く捕捉していくという意味でも、私は、例えば区役所であるとか、様々な相談機関といったところにおいても、国際部がこういったものに手をつけていくのであれば、きちんとした周知を行わなければならないと。無論、既に行われている国際部の事業においては、バージョンアップをしっかりといただきたいと、それがこの事業だというふうに私も解釈したところでございます。

それでは、またさらになぜというところに入りますが、日本語教育というふうに言われるものにおいては、別段、教室で学ぶものだけが日本語教育ではございません。ふだん、我々が地域で接していても身ぶり手ぶりでも人はコミュニケーションが取れるわけでございます。よって、言語が全てではございません。しかしながら、この日本語教育というふうに言われますものは堅苦しいものではなくても、民間でもいろいろな日本語学校があったり、皆さんも既に日本語でお伝えする、教育するというふうな事業も既に持たれているわけでありまして。これは民間では広くいろいろと行われているわけですね、ホームステイも含めて。

ですけれども、なぜ、ではこういったものを札幌市が自ら行うかということをお聞きするもう一つの聞き方として、こういった質問をしたいと思えます。

ボランティアによる日本語教室や日本語学校との役割分担や協力体制については、市はどのように考えているのか。いわゆる役割分担やすみ分け、こういったものがきちんとされている中で、この事業がなされていくのかという確認をしたいというふうに思います。

●熊野国際部長 ボランティアや日本語学校との役割分担やすみ分け、協力体制について、お答えいたします。

ボランティアによる日本語教室は、レベルや実施形態が様々であり、日本語を学ぶ場ではあるものの、外国籍市民と日本人市民が交流する場としての側面も強いと考えております。また、民間の日本語学校については、主に就労や資格取得など、明確な目的や意思を持って、平日の日中に毎日授業を受けるなど、集中的に日本語を学ぶ場であると認識しております。

一方で、国際部が実施いたします日本語教室では、外国籍市民に日本語を学ぶきっかけや場をつくり、コミュニケーションに最低限必要な日本語能力を身につけてもらい、地域で円滑に生活でき

ることを目指しているところであります。

外国籍市民の日本語能力や学習へのニーズは様々であることから、ほかの実施主体との役割分担やすみ分けにも留意しながら、必要に応じて連携し、効率的・効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 共に生きるということで、共生ということは、先ほど世界共通のものだというふうに私も思っておりますけれども、国際部がなぜ今となって、そこに手を出していくのかという確認をるるしてきたところでございます。

言ってみれば、ちまたでいろいろと日本語教室があふれている中で、あるいは日本語教育があふれている中において、市もターゲット・アプローチを絞りながら、効率的・効果的な事業の実施に努めてまいるといったお話でございました。

さて、今日は加茂局長もいらしてはありますが、デジタルも進んでいるし、当然AIもあって、先ほど身ぶり手ぶりというクラシックな話もありましたけれども、様々な技術の革新があって、オンタイムでもう翻訳もされていくということも既に始まっているわけでもございます。

よって、この日本語教育というふうなところにおいても、技術の追いつけ追い越せもありますし、先ほどの身ぶり手ぶりもある。でも、国際部がそれでも、こういった日本語教育に手を出していくということにおいては、私は極めて重要なことだとは思いますが、国際部がわざわざなぜそこまでしなければいけないのかということ、先ほど来、追及をさせていただきましたけれども、私も必要なことだというふうに思っております。

ただ、国際部として、これをどこまで今後展開をしていくのか。時代の要請もあると思いますが、国際部としての枠をどこまでと考えるかというのは重要なことだというふうに思います。

例えば、雇用推進の関係の雇用労働部門においては、就労支援という形で、外国人の方々に日本

語教育をされていくものもあるというふうに思います。今、言いましたようにデジタル関係、こういったところで、既に翻訳もすることもできるので、日本語を知らなくてもコミュニケーションは取れるということもございます。

そして、いみじくも国際部が既に昔からやられているとおり、姉妹都市交流や、その人的交流の中で、ふだんからホームステイも行われていたりして、日本語教育をわざわざ事業化しなくても既にできていることもございます。

よって、どこまでこれをやっていくのか、いつまでやるのかということについて、国際部もあまり時代の流れに何か乗っかろうというふうに翻弄されることなく、国際部としてきちんとやっていくという意味でも、最後の質問をしたいと思えます。どこまでやるのかを確認したいというふうに思えます。言葉の壁を越えた先に、多国籍市民が地域の中で、どのように生活し、どのような社会となることを期待されているのか、本事業が描く将来の展望を伺いたいというふうに思えます。

●丞野国際部長 事業の将来的な展望について、お答えしたいと思います。

今後も外国人の増加が続くものと思われませんが、札幌にお住まいになる外国籍市民には、基礎的な日本語能力を身につけていただくことによって、まずは地域のルールやマナーを正しく理解しながら生活をしていただく必要があると認識しているところでございます。日本語の習得そのものをゴールとするのではなく、外国籍市民が日本語を通じて地域とのつながりを持って生活し、日本人市民との相互理解を深めながら、誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現することを目指してまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 ありがとうございます。

今の丞野部長のご答弁は重要なものだというふうに思いますので、国際部でこの事業をこれから継承していくのであれば、今の答弁を必ず継承してください。でないと、なぜこの事業をやっている

るんですかと言われたときに、いつもやっていることですからと答えられても困るわけですね。

ですから、きちんと、なぜということを書いていただくということだと思います。私も理解しているのは、やはり日本人であり、市民のためになるということの中において、外国人の方々との共生というものがあると。こういうふうな順序でありますし、外国人の方々も日本の文化や生活習慣、札幌には雪もありますけれども、こういったことをより一層理解をしていただく、そのためには、どうしてもコミュニケーションの中で、この言語というものが必要にもなるときもあると。先ほど帯同家族というふうにおっしゃいましたけれども。

こういったことを、ぜひ、国際部としてどこまでやるのかということ常々気にしながら、先ほど来お話し申し上げた様々な部署、区役所のお話も出ましたし、雇用労働でいうところの日本語教育もありますし、デジタル化ということもあります。いろいろなところを見ながら、国際部としてできることをしっかり原理・原則を守りながら、時代の流れの中で、この事業を継承していただきたいというふうに思います。

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第40号中関係分を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第

40号中関係分は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。委員の方は、そのまま席でお待ちください。

---

休 憩 午後1時14分

再 開 午後1時15分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第26号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第26号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第26号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●森 基誉則委員 私からは、議案第31号ですね、まず、建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正について、その背景から伺っていかうと思います。

今回の条例改正は、去年3月に公布された駐車場法施行令の一部を改正する政令に伴う対応と聞いています。昨今、物流業界における2024年問題が大きく取り沙汰されており、ドライバー不足への対応や再配達削減など、物流の効率化は国を挙げての喫緊の課題となっています。こうした社会情勢を受け、国は駐車場法施行令を改正したと承知しています。

そこで最初の質問です。具体的にどのような施行令の改正が行われたのか、伺います。

●松本総合交通計画部長 駐車場法施行令の改正について、お答えいたします。

近年、大都市圏を中心に超高層共同住宅、いわゆるタワーマンションが増加していることに加え、通信販売などの拡大により、宅配便の取扱い個数が急増していることから、荷さばき駐車が道路の渋滞や事故の原因となる恐れがございます。そのため、駐車場法施行令第18条で、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として定められている特定用途に共同住宅を追加したものでございます。これにより、地方公共団体が地域の実情に応じて、条例により共同住宅に対しても荷さばき駐車施設の設置義務を課すことが可能となったものでございます。

●森 基誉則委員 確かに、タワマンや通販利用者は増えていると思います。国の施行令改正は、共同住宅の周辺における配送車両による路上駐車や渋滞などを防止することが目的であり、共同住宅への荷さばきスペース設置を義務づけるために、特定用途の定義を広げ、共同住宅を追加したということでした。

それに対して、今回提案されている条例案は、特定用途から共同住宅を除外する規定を設け、現行の基準を維持するものとなっています。現状の基準を維持する理由としては、国土交通省の調査において、札幌市の世帯当たりの配達個数の割合が他都市と比較して低い水準にあることや、駐車場法施行令どおり、共同住宅を特定用途に位置づ

けた場合、荷さばき用だけでなく、一般の駐車施設の附置義務台数についても現行より増加するといった課題があるとの説明を受けており、暫定的に現行の基準を維持することは理解しています。

一方で、配送車両による路上駐車や渋滞を防止するという国の改正趣旨を踏まえると、市としても必要な対応が出てくると考えます。

そこで質問です。共同住宅への荷さばき駐車施設の附置義務について、今後どのように対応していく考えか伺います。

●松本総合交通計画部長 札幌市の今後の対応について、お答えいたします。

荷さばき駐車による交通影響を防止することは重要と認識している一方で、過大な義務とならないよう、共同住宅の荷さばき駐車需要を調査し、十分な検討を行う必要があると考えております。そのため、今年度は荷さばき駐車の実態について、ドライブレコーダーの走行状況を収集したビッグデータを活用した調査を行っているところであり、来年度には、都心などの荷さばきが多いエリアでの実態調査を実施する予定でございます。

これらの調査結果を踏まえて、駐車施設の附置義務について、適切な基準となるよう検討してまいります。

●森 基誉則委員 荷さばき駐車による交通への影響を抑制するということが重要であると認識した上で、市民に過大な義務を課すことがないよう、慎重に検討していくということでした。既に、今年度ビッグデータを活用した調査を進めているということで、来年度には実態調査を行う予定も承知しました。

トラックドライバーの観点からいきますと、駐車施設が増えるということは歓迎するところかもしれませんが、一方、マンション購入者の観点からは規制が強すぎると、さらなるコスト上昇も懸念されるといった問題が発生します。

我が会派としては、バランスが肝要であると考

えています。その判断には、実情を把握することが必要です。来年度にかけて、十分な調査検討を行い、バランスの取れた附置義務としていただくよう要望し、質問を終えます。

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第31号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第31号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●丸山秀樹委員 私からは、今回の火災予防条例の改正案のうち、林野火災の予防に関する改正について、質問をさせていただきます。

昨年、岩手県大船渡市で発生した林野火災におきましては、約3,370ヘクタールもの山林が焼失し、家屋の被害も226棟に及びました。また、今年に入ってから、本州の特に太平洋側の地域において、雨が降らない日が続く、林野火災が多数発生しているところであります。

本市においても、南区や西区などは広大な山林を抱えておりますので、こうした地域で一たび、火災が発生をいたしますと、貴重な森林資源のみならず、近隣住民の安全をも脅かす事態となると思います。

近年は気候変動に伴い、極端に雨の少ない時期が続くこともありますし、キャンプブームでたき火を楽しむ人も増えておりますので、本市においても林野火災の危険性は高まっているものというふうに考えます。

そこで質問ですが、市長の提案説明において、今回の条例改正においては、大船渡市の林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるために行うという説明がございましたが、その改正の背景について、お伺いをしたいと思います。

●大井予防部長 火災予防条例の一部改正、こちらの背景について、お答えいたします。

大船渡市の林野火災を受けました総務省消防庁での検討会では、発生原因の大半は人為的なものであるということから、対策の一つとして、火の使用制限が検討されたところでございます。

現行におきましては、市町村長は全市域を対象とした火災警報を発し、火の使用制限をかけることができるかとされております。

しかしながら、この火災警報は全市域を対象としており、市民生活への影響が大きく、容易に発令できないために、火災警報の前段階に、山林地域などの区域を指定して発令する林野火災警報と、さらに、その前段階に同じく、区域を指定して発令する林野火災注意報を新たに設けることが消防庁から示されたものでございます。

●丸山秀樹委員 今の説明で注意報が発令できるようになる、また区域を指定して、そうした警報を出すことができるというようなお話がございました。

今後、この林野火災に関する警報等は躊躇なく発令することができるということでしたが、発令されたこと自体がやはり市民に伝わらなければ、その実効性というのは伴わないものになるかというふうに思います。

そこで質問をさせていただきますが、警報や注意報が発令されたことをどのように伝えていくのか、具体的な周知方法について、お伺いをいたし

ます。

●大井予防部長 林野火災警報などの発令時におけます周知方法について、お答えさせていただきます。

キャンプ場や森林を管理する機関には、メール、あるいはファクスなどによりまして周知を予定してございます。また、市民の方々に対しましては、ホームページや公式SNSなどを活用するほかにも、報道機関にも協力を求めながら、広く周知を図ってまいりたいと考えてございます。

●丸山秀樹委員 最後にちょっと要望を申し上げたいと思います。

発令時の周知方法については、今お話しいただいたようにメールやファクス、報道機関なども使うというお話もございました。一定の取組が示されたところですが、実際に南区をはじめとする山林地域では、登山者や観光客、キャンプ利用者など、市外から訪れる方も多く、必ずしも従来の広報手法だけでは、十分に情報が届くとは限らないというふうにも考えます。とりわけ本市は、都市部と広大な森林が近接しているという特性を有しておりまして、一たび火災が発生すれば、住宅地への延焼や避難対応にも直結するリスクを抱えているものと考えます。そのため、警報などの発令時においては、市民のみならず、来訪者も含めて、現地で確実に情報が把握できるように、登山口やキャンプ場での掲示、位置情報を活用した情報発信など、より実効性の高い周知の在り方についても検討を進めていく必要があるものと考えます。

また、重要なのは、発令時の対応にとどまらず、やはり火災が発生しやすい気象条件となることの前段階から、市民一人一人が、林野火災の危険性と火の取扱いに関するルールを正しく理解して行動できるようにしておくことだというふうにも思います。

近年はアウトドアの活動の広がりにより、たき火やバーベキューの機会も増えておりますが、そ

の一方で、乾燥や強風といった条件が重なれば、僅かな火の不始末でも大規模な火災につながる危険性がございます。

したがいまして、学校教育や地域での啓発活動、関係事業者との連携による注意喚起など、平時からの継続的な普及啓発にもより一層力を入れていただくよう要望をしたいと思います。

大船渡市の事例が示すとおり、一度発生した林野火災は、極めて甚大な被害をもたらします。本市においても、同様な事態を招くことのないよう、未然防止に向けた取組を着実に進めていただくことを求めて、質問を終わります。

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第32号を、可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 専決処分承認の件(一般会計予算の補正)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第38号を承認すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第38号は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、諮問第1号、審査請求に対する採決に関する件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

諮問第1号については、本件審査請求を棄却することを適当と認めるべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、諮問第1号は、本件審査請求を棄却することを適当と認めるべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時31分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

最後に、札幌市情報公開条例の一部改正に係る札幌市情報公開・個人情報保護審議会の答申及び

パブリックコメントの実施についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●中澤総務局長 札幌市情報公開条例に基づく公文書公開制度につきましては、一部の請求者からは著しく不適正な対応の公開請求が行われ、長年、対応に苦慮してきたところでございます。

こうした請求に適切に対応できますよう、条例の一部を改正することについて、検討を行ってまいりましたので、本日はその内容について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、行政部長よりご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

●永澤行政部長 私から、札幌市情報公開条例の一部改正に係る札幌市情報公開・個人情報保護審議会の答申及びパブリックコメントの実施について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まず、1 概要です。その下の「◆情報公開制度とは」をご覧ください。

情報公開制度は、市民の請求に基づき、市の機関が保有する公文書を公開する制度です。その目的は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を通じて、市民の参加と監視の下にある、公正で民主的な市政の発展に寄与することです。

概要の本文にお戻りください。

札幌市では条例に基づき、制度の適切な運用に努めていますが、一部の請求者から、公文書を見る気がなく、所管課への業務妨害や報復などを目的とした公開請求が度々行われ、長年にわたり課題となっていたところです。

具体的には資料の中ほど「◆不適正な態様と考えられる公開請求の状況」に記載のとおり、各課に要求を繰り返し、意に沿わない場合、当該部署等に大量の公文書の公開請求を行う。複数の部署の役職者との面談などを求め、応じない場合、当該部署等の作成した複数年分の文書について公開

請求を繰り返すという事例です。

請求を受けた所管課では、このような要求に長い時間と多くの人員を割いて対応せざるを得ません。その結果、通常業務などへの著しい支障が懸念される事態となっています。

次のページ、お願いいたします。

2 札幌市情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び答申です。

先ほどご説明したような状況から、昨年7月、市長の諮問機関である札幌市情報公開・個人情報保護審議会に、記載のア～エの項目について、条例改正の是非をお諮りしました。

具体的には、ア、条例の目的に反した公開請求を禁止し、違反した場合、拒否できるようにすること。

イ、カスタマーハラスメントの一環としての公開請求を禁止し、対応上必要と認めるときは拒否できるようにすること。

ウ、公開請求等の後、目的違反請求、あるいはカスタマーハラスメント請求であることが判明した場合、当該決定を取り消しできるようにすること。

エ、公開請求者が正当な理由なく公開に応じない場合、公開したものとみなすこと。

この4点について諮問を行いました。

次に、中段、審議会の開催状況です。

審議会では、昨年7月から本年1月まで、3回にわたり審議が行われました。

事務局から著しく不適正な対応と思われる請求事例などについて説明を行った上で、改正の是非や行政による拒否処分の恣意的な運用を防ぐ方法などをご審議いただきました。

一番下、答申の概要をご覧ください。

本年1月の審議会で答申案の検討が行われました。1のとおり、諮問項目ア～エについて、条例に規定することは妥当であるとの判断が示されました。

また、2のとおり、請求の拒否が厳格に運用さ

れるよう、審査基準に明記することや、拒否処分を行った後、審議会に報告することを義務づけることなどをご提案いただきました。

次のページをご覧ください。

3 パブリックコメント案です。パブリックコメント案の概要をご覧ください。

審議会の答申を踏まえ検討した結果、先ほどの諮問事項ア～エのとおり改正するほか、審議会から検討を求められた事項については、(1)①、3に記載のとおり、請求を拒否したときは、審議会に報告しなければならない旨の規定を盛り込むこととしております。

また、(2)の規定整備ですが、先ほどの(1)①のとおり、条例の目的に反する公開請求を禁止することとした関係上、条例第4条の利用者の責務に関する規定については、するように努めるという努力規定から、行うという記載に修正することといたします。

以上のような内容で、来月3月から4月にかけてパブリックコメントを行う予定です。

また、その後のスケジュールですが、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえ、改正案を作成し、本年5月の議会への提案を目指していきたいと考えています。

●小須田大拓委員長 質疑を行います。

質疑はございませんか。

●太田秀子委員 私からは、確認の意味を込めて2点質問をさせていただきます。

著しく不適切な請求があることは、私も目の当たりにしたことがありましたので、改善しなければならないということは理解するところです。令和4年から6年度の公開請求に係るこれらの処理時間が、全体の約4割を占めているとのことですから、大変なご苦労だと思っています。

この条例一部改正は、不適切な請求をする人の拒否権という考えで行うものでありますが、憲法に由来する、知る権利を具体化した公文書の公開を求める権利について、これを制限することは、

制度の根幹に関わる重要な判断です。今回の改正により、一般の市民の方が公文書の公開請求を行う際に萎縮するなど、求めづらいということにならないか、少し懸念をすところではあります。

他都市を見ますと、一部ですけれども、手数料を取っているところもありました。

ここで伺いますが、請求や閲覧に対する手数料を徴収するなどの間接的な方法ではなく、なぜ、あえて直接請求を拒否する改正を行うのか、伺います。

●永澤行政部長 直接請求を拒否する改正の必要性についてのご質問でした。

情報公開制度は、本来、市民の参加と監視の下にある、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としていますが、一部の請求者から業務妨害や報復などを目的に、大量の公文書を対象とした公開請求が長年繰り返し行われてきました。現行の条例には、このような請求を拒否できる規定がないため、職員が膨大な時間と労力をかけ対応せざるを得ず、本来業務などに著しい支障が生じています。

今回の改正は、情報公開制度の適正な運営を維持するため、制度本来の目的を逸脱した、著しく不適正な対応の請求を拒否する趣旨で、目的に沿って適正に行われた請求を拒否するものではありません。

仮に、請求や閲覧に係る手数料を徴収する場合、一般の請求者にも一律に経済的な負担を強いることとなります。全ての市民に負担を課すのではなく、著しく不適正な対応であると客観的に認められる請求に限り、拒否を行うことがより適切な対応であると判断したものです。

●太田秀子委員 もう一つ気になることがあります。行政が不都合と思う請求を拒否するために、この規定が恣意的に運用されることがあってはならないと考えています。

伺いますが、一般の市民が正当に公文書の公開を請求する際、その権利が侵害されない、厳格な

運用が必要と考えますが、どのようにするのか伺います。

●永澤行政部長 拒否処分の厳格な運用の確保について、ご質問をいただきました。

今、委員ご指摘のとおり、公開請求をする市民の権利が侵害されない運用が必要であると認識しております。情報公開・個人情報保護審議会からも、拒否処分は例外的なもので、厳格に運用すべきとの答申をいただいたところです。

そこで、どのような請求が目的違反請求や、いわゆるカスハラ請求に該当するのか、具体的な要件を審査基準に明確に定め、これを公表することといたします。

運用に当たっては、請求前後の請求者の言動などを記録し、客観的な証拠から組織として厳格に判断してまいります。また、拒否処分を行った際は、情報公開・個人情報保護審議会へ報告することを義務づける予定です。

以上のような仕組みで厳格に運用し、情報公開制度の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 よく分かりました。

不適正な請求と思われるものは、公開請求に係る処理件数の2割ぐらいだと伺っています。しかし、現在の条例の規定では、不適正と思われる請求も応じざるを得ないんだということですから、やはり同じ人が繰り返すことが起こっている、そこにも理由があるのかなと考えました。

繰り返しますけれども、市民の公文書の公開を求める権利が侵害されることのないように注意を払っていただいて、運用されますよう求めて、質問を終わります。

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時42分